

平成 27 年度地区医師会学校保健担当理事・千葉県医師会学校保健研究委員会 委員合同協議会参加報告

鎌ヶ谷市医師会 学校保健担当理事 引田 満

日時：平成 28 年 3 月 31 日（木）

会場：千葉県医師会 会議室 3

今年度から小中学校および高校で実施される運動器検診の準備のため、教育委員会や学校との協議で多忙であり、学校保健に関する他の取り組みについてなかなか情報発信ができない状況でありましたが、いろいろと問題点は残るものの、担当理事としての仕事はひと段落ついたため、今後は学校保健関連の重要な話題について会員の皆様にご紹介していきたいと思えます。

平成 28 年 3 月 31 日（木）、新築された千葉県医師会において、各地区医師会と県医師会の学校保健担当理事の合同協議会に出席してきました。主な議題について以下に述べてみます。

①学校健診におけるピロリ菌検診について

先駆的な試みとして、大阪府高槻市や兵庫県篠山市では中学生を対象に実施されています。高槻市では中学 2 年生に対して 1 次検査を尿で、2 次検査を尿素呼気試験（大学病院小児科）で行い、陽性が確定した生徒は 1 週間の内服治療をしています。除菌率はほぼ 100%とのこと。現在の日本の 18 歳未満のピロリ菌の感染率が 5%と低く、免疫能が未熟で、胃酸の分泌も弱い 5 歳までに感染が成立（主に母子感染）し、それ以降は感染が成立しにくいこと、篠山市のデータが示すように子どもの除菌率がきわめて高いことなどから、この年代の除菌は将来的に胃癌の撲滅につながる可能性があると考えられているわけです。しかしいろいろと問題点も指摘されています。行政サービスにおいて最も重要なファクターとなるのは費用対効果ですから、ここが明確になっておらず、今後の調査・研究が待たれます。治療薬の一つであるプロトンポンプインヒビターの小児における安全性を示すデータも必要でしょうし、ピロリ菌陽性の子が差別やいじめにあう可能性もあり、これはかなり心配な点です。保護者に対する説明もピロリ＝胃がんではなく、リスクの一つであることを十分に理解してもらい、不安を煽らないようにしなければなりません。問題点は少なくありませんが、今後この試みに対する議論は全国自治体に広がると思われ、千葉県医師会においても「モデル事業」を計画しているようなので、また新たな動きがあればお伝えしたいと思います。

②学校管理医（校医・産業医）に対するストレスチェック講習について

これは学校教職員に対して実施されるストレスチェックの話です。皆様もご存知の通り、

労働安全衛生法の改正により、昨年12月1日よりストレスチェック制度が常時50人以上の労働者がいる全ての事業所を対象に義務化されました。50人未満の事業所は当面は努力義務となっており、産業医の選任も必須でなく、鎌ヶ谷市内の公立小中学校は現状ではこれに当てはまりません。ところが、学校医は学校保健安全法によっても教職員の健康診断に携わる規定があるため、結局は避けて通れない問題なのかもしれません。

NHKの番組で世界の小学校教諭の総労働時間の比較を取り上げていましたが、日本は世界一長時間であり、ストレスの溜まりやすい職場環境と言えます。小学生は身体的にも精神的にも未熟であり、これを心配して保護者から学校へ、細かい指摘や意見が寄せられることも多く、クラス担任はこの対応に神経を使わなければなりません。中学校の3年間というのは人生の中で最も多感な時期であり、いじめなどの人間関係のトラブルが多発し、不登校や引きこもりへとつながり、今や社会問題となっています。学校側もいじめアンケートなどを行って早期発見の取り組みを実施していますが、事が起こるとマスコミにも大きく取り上げられるので、学校教諭のストレスは相当なものです。以上、学校の先生にストレスチェックが実施される背景について簡単に述べてみましたが、子どもの健全な教育のためには先生のケアも怠らずにという視点は至極当然であり、今後の学校保健における重要なテーマになっていくのだと思います。ストレスチェックを実施するのは事業主（校長）ではなく健康管理医（校医・産業医）というのがこの制度の趣旨ですから、我々も準備を整えていかなければなりません。千葉県医師会が講習会を実施するようですから、情報が入ればお知らせいたします。

③今後の学校保健について

話は変わりますが、平成27年12月にアレルギー疾患対策基本法が施行されました。3年前の東京調布でのアナフィラキシー死亡事故（小学生女児）が発端となり、学校給食における食物アレルギー対策を念頭において法制化されたもので、学校は今この対応に追われています。これも一例ですが、学校保健の世界は法律のしほりが多いことを理事に就任して以来、痛感しています。今回、学校保健における新たな試みを2点ご紹介しましたが、それ以外にも今年から始まる運動器検診や社会問題化して久しい、いじめ問題もあり、これらはすべて法的根拠が整備されており、その対策のため、学校および学校医の実務的、精神的な負担は増えていく一方です。学校というところは何事もなくて当たり前、何か起こった場合、過失があれば仕方ありませんが、学校側に不作為はなかったか（未然に防ぐ取り組みをしたか）も問われてしまうのです。これらの諸問題に対処するためには十分な校医（特に小児科医）の数が必要ですが、鎌ヶ谷市は明らかに校医が不足しており、今後のことを考えると、やや心配な局面に入りつつあることをお伝えしてこの稿を終わります。

平成28年4月